



2024年10月16日

各位

会社名 株式会社エルアイイーエイチ
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 下岡 寛
問合せ先 代表取締役社長 下岡 寛
(TEL. 03-6458-6913)

株主による株式交換差止の仮処分命令の申立ての却下決定に対する抗告及び

抗告の棄却に関するお知らせ

2024年10月11日付け「株主による株式交換差止の仮処分命令の申立てに関するお知らせ」、2024年10月15日付け「株主による株式交換差止の仮処分命令の申立ての却下に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、2024年10月4日に当社の株主である福村康廣氏の会社法796条の2に基づく2024年10月1日付け仮処分命令申立書を受領し、東京地方裁判所が2024年10月11日に上記申立てを却下しました。

この度、当社は、2024年10月15日に、当社の株主である福村康廣氏が提出した抗告状を受領し、本日、東京高等裁判所から棄却決定を受領しましたのでその旨をお知らせいたします。

記

第1 福村康廣氏による抗告について

1 抗告がなされた日

2024年10月15日

2 抗告の内容

(1) 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 相手方が令和6年9月24日に締結した株式交換契約に基づいてMAGパートナーズ株式会社との間で行おうとしている、相手方を株式交換完全親株式会社とし、MAGパートナーズ株式会社を株式交換完全子株式会社とする株式交換を仮に差し止める。
- 3 相手方が令和6年9月24日に締結した株式交換契約に基づいて株式会社フェニックス・エンターテイメント・ツアーズとの間で行おうとしている、相手方を株式交換完全親株式会社とし、株式会社フェニックス・エンターテイメント・ツアーズを株式交換完全子株式会社とする株式交換を仮に差し止める。
- 4 申立費用及び抗告費用は、いずれも相手方の負担とする。
との裁判を求める。

(2) 抗告の理由・経緯

「抗告人は、取締役会決議の無効及び株主総会決議の欠缺について、疎明するに足りる事情を証拠上明らかにしている。よって、被保全権利の疎明がないと判断した原決定は、判断を誤っているから、取り消されるべきものである。」(抗告状から抜粋)

3 抗告人の概要

東京都千代田区
福村康廣

第2 東京高等裁判所による棄却決定について

1 決定がなされた日

2024年10月16日

2 決定の内容

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

第3 今後の見通し

当社は、2024年9月24日付け「簡易株式交換によるMAGパートナーズ株式会社の完全子会社化及び新たな事業の開始に関するお知らせ」、2024年9月24日付け「簡易株式交換による株式会社フェニックス・エンターテイメント・ツアーズの完全子会社化及び新たな事業の開始に関するお知らせ」、2024年10月2日付け「(開示事項の変更) MAGパートナーズ株式会社との簡易株式交換契約の一部変更に関するお知らせ」、2024年10月2日付け「(開示事項の変更) 株式会社フェニックス・エンターテイメント・ツアーズとの簡易株式交換契約の一部変更に関するお知らせ」でお知らせした各簡易株式交換を予定どおり実施いたします。

今後、開示すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上